「振込」の手続きを依頼されるお客さまへ

当金庫では、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を適切に実施するため、「非居住者」のお客さまが関連する振込については、「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。)第 17 条の規定により 「資金使途規制」および「制裁対象者に係る支払規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

振込の依頼人様もしくは受取人様が外為法上の「非居住者」に該当する場合は、窓口へお申し出ください。

お客さまよりお申し出がない場合には「居住者間の振込」として受付いたしますが、受取 人様が「非居住者」と判明した場合は、お客さま(依頼人様)へご確認させていただくまでは 受取人様口座へ入金できない場合がありますので、ご了承願います。

なお、振込内容をご確認させていただき、<u>規制対象取引等に該当した場合は、振込資金が</u> <u>返却または凍結される場合があります。</u>

外為法上の「非居住者」とは、以下の条件に該当するお客さまです。

【日本人のお客さま】

- 日本を出国後、外国に2年以上滞在するに至ったお客さま
- 2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在するお客さま
- 外国にある事務所(支店、現地法人、駐在員事務所、国際機関を含む)に勤務する目的で出国し、外国に滞在するお客さま

個人

● 上記に該当する方のうち、事務連絡、休暇等により一時帰国し、その滞在期間 が6ヶ月未満のお客さま

【外国人のお客さま】

- 日本に入国後6ヶ月未満で日本国内にある事務所に勤務されていないお客さま
- 外国政府または国際機関の公務を帯びるお客さま
- ◆ 外国において任命または雇用された外交官、領事館等のお客さま

【本邦法人】

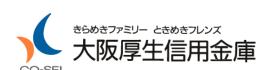
法

● 外国にある支店、出張所その他の事務所

【外国法人】

● 外国政府の公館(使節団を含む)、国際機関

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力い ただきますようお願い申し上げます。



以上